

## 公園，遊園地・テーマパーク調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成22年11月1日  
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒ボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。
- (5) この調査は、事業所（公園、遊園地テーマパーク）単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「公園，遊園地・テーマパーク業務」について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

### II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類805-公園，遊園地・テーマパークに格付けされる事業所です。

#### 公園，遊園地・テーマパークの調査対象となる事業所

娯楽を提供することを主たる業務として営む事業所のうち、下記の定義に基づく業務・施設等を有する事業所が公園，遊園地・テーマパークの調査の対象となります。

- ① 公園とは、○○公園、○○庭園、○○公園管理事務所などと呼ばれている事業所で、入場（園）料を徴収することで入場できる樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える事業所をいいます。

- ② 遊園地とは、主として屋内、屋外を問わず、常設の遊戯施設(\*)を3種類以上(直接、硬貨・メダル・カード等を投入するものを除きます。)有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことにより施設を利用できる事業所をいいます。

(\*)遊戯施設とは、コースター、観覧車、メリーゴーランド、バイキング、フライングカーペット、モノレール、オクトパス、飛行塔、ミニSL、ゴーカートなどをいいます。

- ③ テーマパークとは、入場料をとり、特定の非日常的なテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連する常設かつ有料のアトラクション施設(\*)を有し、パレードやイベントなどを組み込んで、空間全体を演出する事業所をいいます。

(\*)アトラクション施設とは、映像、ライド(乗り物)、ショー、イベント、シミュレーション、仮想体験(バーチャルリアリティ)、展示物の施設などをいいます。

- ◆ 国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度(\*)利用の事業所も調査の対象になります。

(\*)「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度をいいます。

- ◆ 独立行政法人等が直接管理・運営を行っている施設は、調査対象となります。

- ◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、調査の対象となりません。

- ① ゲームセンター、百貨店の屋上の遊戯施設等
- ② 動物園、植物園、水族館、観光牧場、スポーツランド(総合運動施設)で遊園地・テーマパークの定義に該当しない事業所
- ③ 博物館及び博物館相当施設に指定されている施設(産業博物館、天文博物館など)
- ④ ③以外の美術館、宝物館、歴史民族資料館、郷土資料館などの博物館類似施設
- ⑤ オルゴール館、人形の家、クアハウス(温浴総合健康増進施設)、スパ(「Spa」=「療養温泉」)、健康ランド等
- ⑥ 国や地方公共団体等の施設で、国や地方公共団体等が直接管理・運営を行っている施設(「国民公園」等)
- ⑦ 入場料無料の公園
- ⑧ キャンプ場

#### (参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページをご覧ください。

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>)

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意
1	事業所名及び所在地	<p>(1)「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所（公園、遊園地、テーマパーク）の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3)「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p> <p>なお、<u>当該施設の管理・運営等を地方公共団体や外郭団体から包括的に代行している（指定管理者制度による）</u>事業所（公園、遊園地・テーマパーク）の場合、「本社の所在地」には地方公共団体や外郭団体の管轄部署の所在地を記入してください。併せて、事業所（公園、遊園地・テーマパーク）名の後に当該業務を代行している貴事業所の名称を（ ）書きで記入するとともに、備考欄には貴事業所の電話番号を記入してください。</p>
2	経営組織及び資本金額	<p>(1)「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <p>(3)「<u>公的資本比率</u>」とは、 あなたの事業所の「資本金額（又は出資金額）」の中に国、地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額の「資本金額（又は出資金額）」全体に占める割合を記入してください。なお、少数第1位を四捨五入して整数で記入してください。また、<u>公的資本が含まれない場合は、必ず「0」を記入してください。</u></p>

番号	調査事項	記入注意						
2	経営組織及び 資本金額	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 315 657 434">1 会社</td> <td data-bbox="657 315 1414 434">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 434 657 808">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="657 434 1414 808"> <p>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国（※）の会社をいいます。</p> <p>（※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 808 657 974">3 個人経営</td> <td data-bbox="657 808 1414 974"> <p>個人業主により経営されている事業所をいいます。</p> <p>なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</p> </td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	<p>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国（※）の会社をいいます。</p> <p>（※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります</p>	3 個人経営	<p>個人業主により経営されている事業所をいいます。</p> <p>なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</p>
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	<p>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国（※）の会社をいいます。</p> <p>（※）「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「<u>1 会社</u>」となります</p>							
3 個人経営	<p>個人業主により経営されている事業所をいいます。</p> <p>なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</p>							
3	本社・支社別	<p>「I 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 1308 657 1426">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 1308 1414 1426">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1426 657 1720">2 本社</td> <td data-bbox="657 1426 1414 1720">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1720 657 1845">3 支社</td> <td data-bbox="657 1720 1414 1845">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～8)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								

番号	調査事項	記入注意													
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所が記入する場合は、年間売上高には、地方公共団体等からの委託管理料を含めて記入してください。</p> <p>③ 国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含めて記入してください。</p> <p>④ 当該年間売上高には、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。</p> <p>⑤ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の年間売上高の業務種類別収入額(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「公園、遊園地・テーマパーク業務」及び「その他業務」に分けて業務別収入額を記入してください。また、「公園、遊園地・テーマパーク業務」については、その収入内訳を業務種類別（「公園」、「遊園地」、「テーマパーク」）に記入してください。</u>また、指定管理者制度で運営等を包括的に代行している事業所は、委託管理料を業務種類区分に従い年間売上高に含めてください。また、補助金又は助成金があれば含めてください。なお、収入額がない場合は、「0」を記入してください。②「公園、遊園地・テーマパーク業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」に記載されている業務（1～2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1444 1422 2033"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公園 遊園地 テーマ パーク 業務</td> <td>公 園</td> <td>○公園に係る入場(園)料及び施設利用料金(公園・庭園の拝観料など)収入を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>遊 園 地</td> <td>○遊園地に係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び施設(遊戯・アトラクション施設など)利用料金収入を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>テーマパーク</td> <td>○テーマパークに係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び遊戯・アトラクション施設の利用料金収入を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他業務</td> <td>○売店(直営)、食堂(直営)での収入額、入場者に提供する駐車場の利用料金収入額、食堂・売店の委託経営による収入、賃貸による収入、貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入、直営の宿泊施設部門収入など上記「公園、遊園地・テーマパーク業務」以外の収入を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	公園 遊園地 テーマ パーク 業務	公 園	○公園に係る入場(園)料及び施設利用料金(公園・庭園の拝観料など)収入を記入してください。	遊 園 地	○遊園地に係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び施設(遊戯・アトラクション施設など)利用料金収入を記入してください。	テーマパーク	○テーマパークに係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び遊戯・アトラクション施設の利用料金収入を記入してください。	その他業務		○売店(直営)、食堂(直営)での収入額、入場者に提供する駐車場の利用料金収入額、食堂・売店の委託経営による収入、賃貸による収入、貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入、直営の宿泊施設部門収入など上記「公園、遊園地・テーマパーク業務」以外の収入を記入してください。
業務種類区分		内 容 例 示													
公園 遊園地 テーマ パーク 業務	公 園	○公園に係る入場(園)料及び施設利用料金(公園・庭園の拝観料など)収入を記入してください。													
	遊 園 地	○遊園地に係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び施設(遊戯・アトラクション施設など)利用料金収入を記入してください。													
	テーマパーク	○テーマパークに係る入場(園)料(パスポート料金等を含む。)及び遊戯・アトラクション施設の利用料金収入を記入してください。													
その他業務		○売店(直営)、食堂(直営)での収入額、入場者に提供する駐車場の利用料金収入額、食堂・売店の委託経営による収入、賃貸による収入、貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入、直営の宿泊施設部門収入など上記「公園、遊園地・テーマパーク業務」以外の収入を記入してください。													

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高	<p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務（売上高がある業務）の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>施設敷地をテナントとして賃貸している場合は、「不動産、物品賃貸業務」の「その他」に記入してください。</p> <p>これらの収入を分けることができない場合には、「公園、遊園地・テーマパーク業務」に含めて記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、下記の産業別区分ごとの業種例示に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 875 1422 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 875 620 913">産業別区分</th> <th data-bbox="620 875 1422 913">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 913 620 1234">製造業務</td> <td data-bbox="620 913 1422 1234">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1234 620 1339">卸売、小売業務</td> <td data-bbox="620 1234 1422 1339">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1339 620 1480">不動産、物品賃貸業務</td> <td data-bbox="620 1339 1422 1480">不動産取引業務、不動産賃貸業務・管理業務、駐車場業務、物品賃貸業務（貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1480 620 1659">宿泊、飲食サービス業務</td> <td data-bbox="620 1480 1422 1659">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、持ち帰り・配達飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1659 620 2011">サービス業務</td> <td data-bbox="620 1659 1422 2011">ソフトウェア開発業務、情報処理・提供サービス業務、映像情報制作・配給業務、音声情報制作業務、情報通信業務、デザイン業務、広告業務、機械設計業務、計量証明業務、写真業務、洗濯業務、浴場業務（スパ、温泉を含む）、物品預り業務、結婚式場業務、スポーツ施設提供業務（ボウリング場、スケート場、プールなど）、労働者派遣業務、廃棄物処理業務、自動車整備業務、機械等修理業務、職業紹介・労働者派遣業務、警備業務など</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	製造業務	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業務	卸売、小売業務	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	不動産、物品賃貸業務	不動産取引業務、不動産賃貸業務・管理業務、駐車場業務、物品賃貸業務（貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入）	宿泊、飲食サービス業務	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、持ち帰り・配達飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業務	サービス業務	ソフトウェア開発業務、情報処理・提供サービス業務、映像情報制作・配給業務、音声情報制作業務、情報通信業務、デザイン業務、広告業務、機械設計業務、計量証明業務、写真業務、洗濯業務、浴場業務（スパ、温泉を含む）、物品預り業務、結婚式場業務、スポーツ施設提供業務（ボウリング場、スケート場、プールなど）、労働者派遣業務、廃棄物処理業務、自動車整備業務、機械等修理業務、職業紹介・労働者派遣業務、警備業務など
産業別区分	業種例示													
製造業務	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業務													
卸売、小売業務	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等													
不動産、物品賃貸業務	不動産取引業務、不動産賃貸業務・管理業務、駐車場業務、物品賃貸業務（貸しロッカー、貸しベビーカーなどによる収入）													
宿泊、飲食サービス業務	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、持ち帰り・配達飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業務													
サービス業務	ソフトウェア開発業務、情報処理・提供サービス業務、映像情報制作・配給業務、音声情報制作業務、情報通信業務、デザイン業務、広告業務、機械設計業務、計量証明業務、写真業務、洗濯業務、浴場業務（スパ、温泉を含む）、物品預り業務、結婚式場業務、スポーツ施設提供業務（ボウリング場、スケート場、プールなど）、労働者派遣業務、廃棄物処理業務、自動車整備業務、機械等修理業務、職業紹介・労働者派遣業務、警備業務など													

番号	調査事項	記入注意				
4	年間売上高	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 338 1422 477"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 338 620 376">産業別区分</th> <th data-bbox="620 338 1422 376">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 376 620 477">その他の業務</td> <td data-bbox="620 376 1422 477">農業、林業、漁業、鉱業、建設業務、電気・ガス・熱供給・水道業務、運輸業務、郵便業務、金融業務、保険業など</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	その他の業務	農業、林業、漁業、鉱業、建設業務、電気・ガス・熱供給・水道業務、運輸業務、郵便業務、金融業務、保険業など
産業別区分	業種例示					
その他の業務	農業、林業、漁業、鉱業、建設業務、電気・ガス・熱供給・水道業務、運輸業務、郵便業務、金融業務、保険業など					
5	総敷地面積、駐車場の台数及び保有施設	<p><b>I 公園、遊園地・テーマパークの総敷地面積</b> 事業所の総敷地面積を記入してください。(未利用地は含みません。)</p> <p><b>II 駐車場の台数</b> 利用者に供する駐車場の駐車台数のみ記入してください。 なお、大型バス用の駐車場スペースは2台として算定して記入してください。</p> <p><b>III 保有施設</b> あてはまるものをすべて○で囲んでください。 また、「1 アトラクション施設」、「2 大型遊具」、「3 自然遊具」、「4 他の遊戯施設」、「8 他の博物館相当施設」、「12 他のスポーツ施設」に○をつけた場合は、それぞれの種類数も記入してください。 「1 アトラクション施設」、「2 大型遊具」、「3 自然遊具」、「4 他の遊戯施設」の定義については16頁の参考資料3をご覧ください。</p>				
6	入場料及び年間入場者数等	<p><b>I 「公園、遊園地・テーマパーク業務」の入場料(パスポート料金等を含む。)の有無及び入場料(消費税額を含む。)</b> 「1 あり」又は「2 なし」のいずれかに○をつけてください。 また、「1 あり」に○をつけた場合は、平成22年11月1日現在における入場料を「大人」、「小人」、「パスポート・フリーパス料金等」、「それ以外」別に記入してください。 もし、「中人」料金や「学生」料金がある場合でも、「大人」と「小人」料金のみを記入してください。 複数の料金形態(団体用の入場料金を含む)がある場合は、一番取り扱いの多い料金形態のもので記入してください。 なお、調査日が定休日又は休業中の場合は、直近の営業日現在の入場料を記入してください。 入場料とは、入場の際に必ず支払いを必要とする料金をいいますが、入場料として料金を設定せず、入場料に施設利用料金を含めた料金(パスポート料金、フリーパス料金等)の設定だけを行っている場合には、その料金を「パスポート・フリーパス料金等」に記入してください。</p> <p><b>II 「公園、遊園地・テーマパーク業務」の年間入場者数又は年間利用者数</b> 前記「I」で「1 あり」に○をつけた場合は、年間入場者数を「大人」、「小人」、「一般」、「団体」別にそれぞれ記入してください。 また、「2 なし」に○をつけた場合は、年間利用者数を記入してください。 「年間入場者数又は年間利用者数」については、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの過去1年間とします。また、調査期間に該当しない場合は、最寄りの決算月による過去1年間の年間入場者数又は年間利用者数を記入してください。</p>				

番号	調査事項	記入注意																	
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に要した費用について、下記区分に従って記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 600 1422 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 600 619 633">費用区分</th> <th data-bbox="619 600 1422 633">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 633 619 987">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 633 1422 987"> <p>○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 987 619 1155">外注費</td> <td data-bbox="619 987 1422 1155">○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1155 619 1317">施設管理費</td> <td data-bbox="619 1155 1422 1317">○公園、遊園地・テーマパークの施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1317 619 1397">減価償却費</td> <td data-bbox="619 1317 1422 1397">○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1397 497 1917" rowspan="3">賃借料</td> <td data-bbox="497 1397 619 1547">土地・建物</td> <td data-bbox="619 1397 1422 1547"> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1547 619 1771">機械・装置</td> <td data-bbox="619 1547 1422 1771">○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1771 619 1917">その他</td> <td data-bbox="619 1771 1422 1917">○自動車、複写機・プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<p>○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	施設管理費	○公園、遊園地・テーマパークの施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車、複写機・プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費用例示																		
給与支給総額	<p>○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																		
外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																		
施設管理費	○公園、遊園地・テーマパークの施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。																		
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																		
賃借料	土地・建物	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>																	
	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
	その他	○自動車、複写機・プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	

番号	調査事項	記入注意																
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 253 1422 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 253 619 309">費用区分</th> <th data-bbox="624 253 1422 309">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 315 619 510"> <b>食堂(直営) 売上原価</b> </td> <td data-bbox="624 315 1422 510">           ○次の算式により算出してください。            算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。            (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 517 619 712"> <b>売店(直営) 売上原価</b> </td> <td data-bbox="624 517 1422 712">           ○次の算式により算出してください。            算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。            (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 719 619 846"> <b>広告宣伝費</b> </td> <td data-bbox="624 719 1422 846">           ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 853 619 1055"> <b>その他の営業費用</b> </td> <td data-bbox="624 853 1422 1055">           ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。            支払手数料(ロイヤリティを含む)、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。         </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="504 1061 1417 1133"> <b>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は14頁を参照してください。</b> </p> <p data-bbox="443 1178 1445 1249"> <b>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</b> </p> <p data-bbox="456 1256 1445 1406"> <b>① 「事業所の営業用固定資産取得額」</b>には、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。         </p> <p data-bbox="488 1413 1445 1485">           なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。         </p> <p data-bbox="456 1491 1445 1525"> <b>② 年間営業用固定資産取得額</b>には、消費税額を含めて記入してください。         </p> <p data-bbox="456 1532 1445 1565"> <b>③ 年間営業費用固定資産取得額</b>は次の区分に従って記入してください。         </p> <table border="1" data-bbox="451 1608 1422 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1608 683 1641">資産区分</th> <th data-bbox="687 1608 1422 1641">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1648 683 1854"> <b>有形固定資産</b>  <b>機械・設備・装置</b>  <b>情報通信機器</b> </td> <td data-bbox="687 1648 1422 1854">           ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1861 683 2004"> <b>その他</b> </td> <td data-bbox="687 1861 1422 2004">           ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額         </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	<b>食堂(直営) 売上原価</b>	○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。 (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)	<b>売店(直営) 売上原価</b>	○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。 (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)	<b>広告宣伝費</b>	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	<b>その他の営業費用</b>	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 支払手数料(ロイヤリティを含む)、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。	資産区分	資産例示	<b>有形固定資産</b> <b>機械・設備・装置</b> <b>情報通信機器</b>	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額	<b>その他</b>	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額
費用区分	費用例示																	
<b>食堂(直営) 売上原価</b>	○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。 (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)																	
<b>売店(直営) 売上原価</b>	○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入高を売上原価としてください。 (売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)																	
<b>広告宣伝費</b>	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																	
<b>その他の営業費用</b>	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 支払手数料(ロイヤリティを含む)、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。																	
資産区分	資産例示																	
<b>有形固定資産</b> <b>機械・設備・装置</b> <b>情報通信機器</b>	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額																	
<b>その他</b>	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額																	

番号	調査事項	記入注意								
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 322 1434 837"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 322 683 360">資産区分</th> <th data-bbox="683 322 1434 360">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 360 683 461">有形固定資産(つづき) 土地</td> <td data-bbox="683 360 1434 461">○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 461 683 658">有形固定資産(つづき) 建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="683 461 1434 658">○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 658 683 837">無形固定資産</td> <td data-bbox="683 658 1434 837">○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	資産例示	有形固定資産(つづき) 土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額	有形固定資産(つづき) 建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など	無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分	資産例示									
有形固定資産(つづき) 土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額									
有形固定資産(つづき) 建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など									
無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。									
8	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成22年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の事業所から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 「うち、別経営の事業所に派遣している人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p>								

番号	調査事項	記入注意																
8	従業者数	<p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 259 1406 2078"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 259 683 297">雇用形態区分</th> <th data-bbox="687 259 1406 297">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 304 683 869">① 個人業主(個人経営の事業)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="687 304 1406 869"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<b>3 個人経営</b>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 875 683 1240">②有給役員</td> <td data-bbox="687 875 1406 1240"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1247 683 1406">常用雇用者</td> <td data-bbox="687 1247 1406 1406"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1413 683 1592">③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="687 1413 1406 1592"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1599 683 1756">④ パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="687 1599 1406 1756"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1762 683 1942">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="687 1762 1406 1942"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1948 683 2078">⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="687 1948 1406 2078"> <p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<b>3 個人経営</b>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	②有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人。</p>	④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む)</p>	(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>
雇用形態区分	内 容 例 示																	
① 個人業主(個人経営の事業)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<b>3 個人経営</b>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																	
②有給役員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																	
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																	
③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人。</p>																	
④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む)</p>																	
(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>																	
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>																	

番号	調査事項	記入注意						
8	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 315 1406 790"> <tr> <td data-bbox="451 315 683 421">総計 (①から⑤の合計)</td> <td data-bbox="683 315 1406 421">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 421 683 622">総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="683 421 1406 622">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 622 683 790">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="683 622 1406 790">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </table> <p>(※)時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いて、貴事業所の1週間の所定労働時間が40時間の場合。</p> $\frac{24 \times 4}{40} = 2.4$ <p>小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入</p> <p>(4)「Ⅱ 「公園、遊園地・テーマパーク業務」及び「その他業務のうち食堂(直営)、売店(直営)」の部門別事業従事者数</p> <p>① 「公園、遊園地・テーマパーク業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※)事業従事者数とは、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「公園、遊園地・テーマパーク業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「公園、遊園地・テーマパーク業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「公園、遊園地・テーマパーク業務」に携わる人数(事業従事者数)</p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注)以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「公園、遊園地・テーマパーク業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <p>なお、駐車場(直営)、宿泊施設(直営)に従事している人数は含めないでください。</p>	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)							
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人							
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人							

番号	調査事項	記入注意																			
8	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部門</td> <td> <p>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人</p> <p>○公園、遊園地・テーマパーク業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「公園、遊園地・テーマパーク業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td>出札・案内</td> <td>○切符売場、場内案内係などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>現業</td> <td>○遊戯施設・アトラクション施設の運営、操作、実演などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○送迎バスの運転手、電気関係・空調設備の運転・管理など、上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他業務</td> <td>食堂(直営)</td> <td>○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の食堂に従事する人</td> </tr> <tr> <td>売店(直営)</td> <td>○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の売店に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門別区分	内 容 例 示	管理・営業部門	<p>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人</p> <p>○公園、遊園地・テーマパーク業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「公園、遊園地・テーマパーク業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)		出札・案内	○切符売場、場内案内係などの業務に従事する人	現業	○遊戯施設・アトラクション施設の運営、操作、実演などの業務に従事する人	その他	○送迎バスの運転手、電気関係・空調設備の運転・管理など、上記以外の業務に従事する人	部門別区分	内 容 例 示	その他業務	食堂(直営)	○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の食堂に従事する人	売店(直営)	○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の売店に従事する人
部門別区分	内 容 例 示																				
管理・営業部門	<p>○一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人</p> <p>○公園、遊園地・テーマパーク業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する人</p> <p>※有給役員のうち、「公園、遊園地・テーマパーク業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>																				
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)																					
出札・案内	○切符売場、場内案内係などの業務に従事する人																				
現業	○遊戯施設・アトラクション施設の運営、操作、実演などの業務に従事する人																				
その他	○送迎バスの運転手、電気関係・空調設備の運転・管理など、上記以外の業務に従事する人																				
部門別区分	内 容 例 示																				
その他業務	食堂(直営)	○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の食堂に従事する人																			
	売店(直営)	○公園、遊園地・テーマパーク施設内に所在する直営の売店に従事する人																			

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

## 『公園、遊園地・テーマパーク調査票の場合』

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査における 営業費用項目
I 売上高 (営業収入)	
II 売上原価 (営業原価)	
・人件費	「給与支給総額」
・外注費	「外注費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費 ・特許、商標等使用料	「その他の営業費用」
・飲食売上原価 (直営に限る)	「食堂 (直営) 売上原価」
・商品売上原価 (直営に限る)	「売店 (直営) 売上原価」
など	
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当 (通勤手当を含む) ・賞与	
・外注費	「外注費」
・施設管理費	「施設管理費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・広告費 ・宣伝費 ・販売促進費	「広告・宣伝費」
・福利厚生費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費 ・交通費 ・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費 支払手数料 (ロイヤリティを含む) など	「その他の営業費用」
営業利益×××	

特定サービス産業実態調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の金額を記入してください。

例えば、特定サービス産業実態調査の「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合計を記入し、特定サービス産業実態調査の「減価償却費」には、「売上原価」の減価償却費と「販売費及び一般管理費」の減価償却費の合計を記入してください。

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

## 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

### 第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

### 第二章 公的統計の作成

#### （報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

#### （立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第四章 調査票情報等の保護

#### （調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

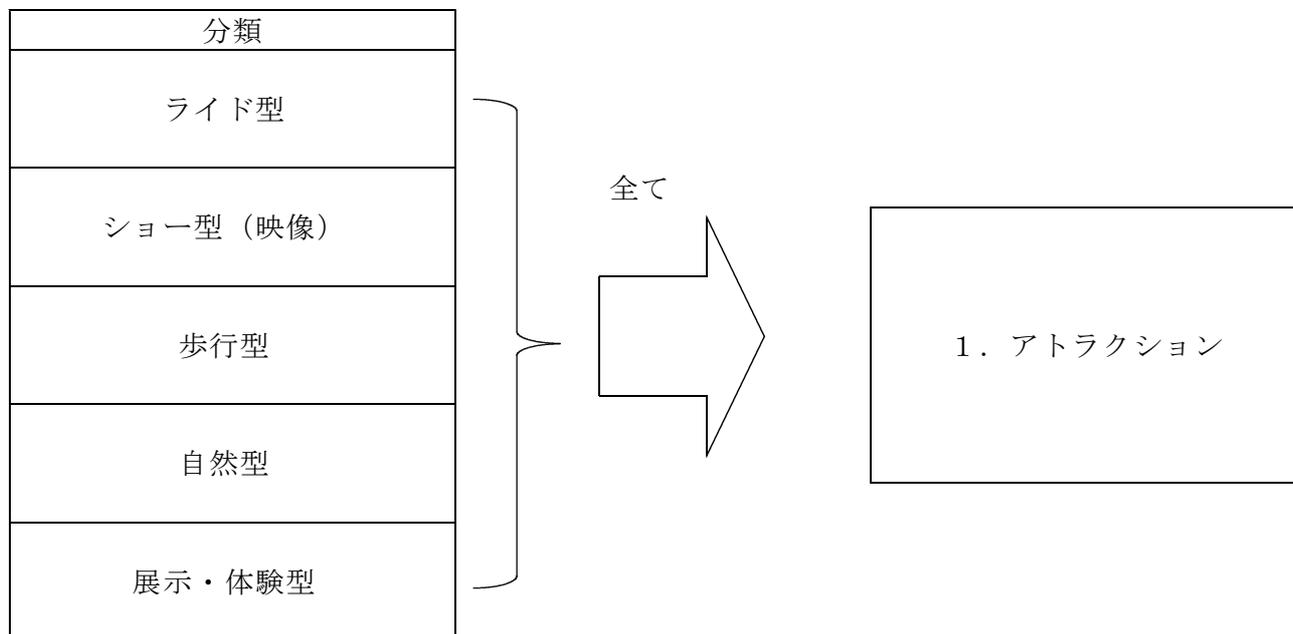
第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## アトラクション・遊戯施設の分類

①テーマパークの場合、下記のいずれの分類に該当するものも全て「アトラクション」に区分してください。



②遊園地の場合、下記の矢印に従って区分してください。

